

教育事務所	氏名	年令	職名	勤務先	住所
南会	室井 康弘	48	社 会 教 育 主 事	田 島 田 教 育 委 員 会	南会津郡田島町後原372 の24
北会	熊倉 光瑞	34	社 会 教 育 主 事	猪 苗 代 町 教 育 委 員 会	耶麻郡猪苗代町大字三郷 字館内
耶麻	新井 剛	53	公 民 館 長	喜 多 方 市 公 民 館	喜多方市豊川町下高額
両沼	杉原 秀男	32	公 民 館 主 事	会津高田町 中 央 公 民 館	河沼郡会津高田町大字永 井野
西白	穂積 勇蔵	42	社 会 教 育 主 事	表 郷 村 教 育 委 員 会	西白河郡表郷村大字番沢 字成金1番の1
東白	小野 隆男	38	公 民 館 長	塙 町 公 民 館	東白川郡塙町桜木町
石川	高木 茂昌	40	社 会 教 育 主 事	石 川 町 教 育 委 員 会	石川町大字母畠字小田口32
田村	佐藤 春男	40	社 会 教 育 係 長	船 引 町 教 育 委 員 会	田村郡滝根町大字首谷字 沖田 399
いわき	石川 佐中	50	いわき市教委 磐城出張所長	いわき市 教 育 委 員 会	いわき市小名浜下神田
"	国井 一美	40	いわき市常磐 公民館長	いわき市常磐 公民館長	いわき市内郷町水の出
双葉	浜田 嶽	52	公民館主事 社会教育主事	橋 葉 町 公 民 館	双葉郡橋葉町大字井出字 西葉
相馬	宝玉 義信	51	公 民 館 長	原町公民館	原町市江井字堀ノ内前27
郡山	影山 熊男	44	社 会 教 育 主 事	郡 山 教 育 事 務 所	郡山市鶴見壇3丁目5-14

(3) 調査と事業内容

- ① 地域別青年教育に関する調査
- ② 農村青年、都市青年の生活意識調査

(4) 研究協義

- ① 青少年における学習内容の編成
- ② 地域類型による青年教育の体系

(5) 助言指導

管内別青年教育研究集会、青年学級研究協議会において開設、運営、学習指導について助言指導にあたった。

(6) 資料作成

研究協議のまとめ「地域類型による青年教育の体系」を作成

(7) 効 果

特に地域類型による体系作成にあたっては委員がそれぞれの分担をきめ調査をもとにして研究協議をかさね、他行政との相互連携による青年教育体系をつくり、現在の各種の青年教育事業、公教育の形態等を検討し、地域における体系の一応の試案をまとめることができたのは、本協議会の成果であった。この資料を関係者に広布しさらに本県青年学級の振興に資したい。

II. 都市勤労青年教育振興協議会

(1) 趣 旨

都市における勤労青年の増加にともない、勤労青年がそれぞれの職場で安定した社会人、職業人としての資質の向上をはかるための教育がまだふしうぶんの状態である。これらの点にかんがみ、都市における青年の動態意識を調査して、関係機関団体の代表が緊密なる連携のもとに勤労青年教育の指導方針・計画を樹立する。

(2) 本協議会の基本的方針

- ① 都市化と就業構造の変動にともなう青年教育の総合的組織化
- ② 後期中等教育拡充との連携。
- ③ 一般行政との連絡協議
- ④ 企業内教育関係、機関団体との連携

(3) 事業および内容

- ① 勤労青年教育指導方針の確立
- ② 総合的青年教育計画の樹立
- ③ 教育機会の提供と施設・設備の充実
- ④ 団体、グループの育成
- ⑤ 都市勤労青年生活意識、動態についての調査

(4) 協議会委員

氏名	性別	年令	所属役職名	住 所
阿部 泰治	男	48	郡山市商工観光課長	郡山市 熱海町高玉字樋口238
鈴木 美雄	〃	64	郡 山 市 教 育 委 員 会 教 育 長	郡山市 深沢1丁目3-9
大原 享	〃	56	郡山工業高等学校長	郡山市 桃見台15-21
小倉 義雄	〃	48	郡山公共職業安定所 職業紹介課長	郡山市 長者2丁目4-33
佐藤 友彦	〃	34	郡山工商会議所 指導相談課長	郡山市 芳賀2丁目12-15
新城 義雄	〃	36	郡山青年会議所 副理事長	郡山市 中町3-5
兼子 俊一	〃	59	福島県中部経営者 協会協会長	郡山市 芳賀2丁目2-4
糠沢 康二	〃	68	郡山市中小企業労働 対策協議会副会長	郡山市 駅前1丁目9-10
伊藤 正矩	〃	57	郡山市商店街連合会 副会長	郡山市 本町1丁目11-14
橋本 晴一	〃	66	郡山市商工連合会 会長	郡山市 富久山福原東44

(5) 効 果

本年度からの設置であり、協議会ではじめの事業として都市勤労青年の生活意識、動態を調査し、郡山市はもちろん、本県都市勤労青年教育の資料として、「若年労働者の生活意識調査」第一報として発行した。

III. 青少年教育指導員の設置

(1) 趣 旨

青少年教育の充実振興をはかるため、市町村における青少年の企画立案、実際指導ならびに青少年団体の健全育成の指導にあたり、もって本県青少年教育の振興に資する。

(2) 任 務

青少年教育指導員は、市町村教育委員会、公民館、社会教育関係団体のもとめに応じ、つぎにかかげる事項について、必要に応じて指導助言にあたる。

- ① 青少年の学習や研修活動に関すること。
- ② 青少年団体の運営や活動に関すること。
- ③ その他、青少年教育の振興に関すること。